

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務
プロポーザル審査要領

1 審査の対象者

審査は、次の条件を全て満たす参加者を対象に行う。

- (1) まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する「3 参加資格及び制限」の資格要件を満たす参加者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要な書類を提出した参加者。
- (3) 実施要領に従い、適正に書類を作成した参加者。

2 審査項目及び評価点

【第一次審査】

事前に定めている評価基準により、参加者から提出された書類（設計事務所の概要等）に基づき採点し、第二次審査の対象者として、評価点の上位から5者程度を選定する。

審査項目		評価点	評価点 計
事務所の能力	有資格者数	5	25
	技術職員数	5	
	事務所の同種業務実績	5	
担当チームの能力	有する資格	10	

【第二次審査】

プレゼンテーション及びヒアリングを行い、まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が評価を行う。

審査委員会の委員構成については、プロポーザル手続が完了するまでは公表しないものとする。

審査項目	評価点	評価点 計
業務実施方針	40	110
課題に対する提案①	60	
課題に対する提案②		
課題に対する提案③		
課題に対する提案④		
参考見積書価格（設計費及び工事監理費の合計）	10	

【受託候補者の決定】

審査委員会は、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計が最も高い参加者を受託候補者として決定する。